

## 有料老人ホーム

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する「特定施設入居者生活介護」を行う場合を含む）で設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合していること。
  - 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
  - 3 当該有料老人ホームが申請地から2 km以内の市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携する等、当該施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
  - 4 当該有料老人ホームの設置につき、市の有料老人ホーム担当部局と「高崎市有料老人ホーム設置運営指針」に基づく事前協議が済んで「事前協議終了通知書」を取得しており、適切な施設の開設が確実にあること。
  - 5 当該有料老人ホームの立地につき、市長が、都市計画の観点から支障がないと認めたものであること。
  - 6 申請地は、次に掲げる区域を含まないこと。
    - (1) 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域
    - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
    - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害警戒区域
    - (4) 水防法の規定による浸水想定区域のうち最大浸水深が3.0メートル以上の区域
  - 7 申請地に最大浸水深が0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水想定区域を含む場合は、建築物の高床化や盛土等の対策を行い、全ての入所利用者の居住予定の居室（注1）が浸水しないこと。
  - 8 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- 注1 建築基準法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいう。

## 有料老人ホーム

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する「特定施設入居者生活介護」を行う場合を含む）で設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合していること。
  - 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。
  - 3 当該有料老人ホームが病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携する等、当該施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
  - 4 当該有料老人ホームの立地につき、施設の機能、運営上の観点から総合的に判断して市街化区域に立地することが困難又は不相当であって次のいずれかに該当すること。
    - (1) 当該有料老人ホームが申請地から2 km以内の市街化調整区域に立地する病院、病床を有する診療所又は特別養護老人ホーム等（注1）が有する医療・介護機能と密接に連携（注2）する必要がある場合
    - (2) 従前の土地利用が医療施設や社会福祉施設であり、都市計画の観点から支障がないと認められるものである場合
  - 6 申請地は、次に掲げる区域を含まないこと。
    - (1) 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域
    - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
    - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害警戒区域
    - (4) 水防法の規定による浸水想定区域のうち最大浸水深が3.0メートル以上の区域
  - 7 申請地に最大浸水深が0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水想定区域を含む場合は、建築物の高床化や盛土等の対策を行い、全ての入所利用者の居住予定の居室（注3）が浸水しないこと。
  - 8 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- 注1 提案基準6-2第1項第5号に掲げる施設をいう。
- 注2 申請者が連携を求めるだけでなく、関係する病院、病床を有する診療所又は特別養護老人ホーム等からも当該有料老人ホームの設置が必要とされている、施設の一部を供用する必要がある等であって近隣に立地する必要があるなど。
- 注3 建築基準法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいう。